

令和3年9月10日

林弘法律事務所  
弁護士 山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係  
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（求補正）  
標記について、下記のとおり補正を求めるので、令和3年9月24日（金）  
までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和3年8月16日（月）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和3年8月18日（水）

3 請求する行政文書の名称等

「ほうむSHOW」と題するツイッターアカウントの運営に関与している法務省職員の氏名及び所属部署（令和3年8月当時のもの）が分かる文書

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3のとおり記載されたことについて、あなたの請求の趣旨に該当するものとして、法務省本省においては、以下の行政文書を保有しています。

(1) 「ほうむSHOW」編集局 局員名簿

(2) ソーシャルメディアサービスアカウント管理状況一覧（アカウント名「ほうむSHOW」）

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について（補正を求める事項）

上記4に記載の行政文書全ての開示を請求される場合、開示請求件数は2件（上記4（1）及び（2）につき、各1件）、開示請求手数料は600円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、開示請求件数に応じて必要となる開示請求手数料を、収入印紙により納付願います。